

自由化の下での 廃炉に関する会計制度について

平成28年10月19日

資源エネルギー庁

自由化の下での廃炉に関する会計制度の論点

- 自由化の下での廃炉に関する会計制度の論点は、（１）廃炉会計に関するものと、（２）原子力発電施設解体引当金に関するものに分けられる。

（１）廃炉会計

廃炉に伴う財務的な影響を緩和し、廃炉を円滑化するための制度。

論点① 自由化の下での廃炉会計の意義・必要性

論点② 廃炉会計の継続に必要な措置

論点③ 廃炉会計における事故炉の取扱い

（２）原子力発電施設解体引当金

原子力発電施設の解体に必要な費用を事業者があらかじめ見積もり、確保しておくための制度。

論点④ 引当期間の見直し

論点⑤ 引当期間の見直しに伴う影響緩和

論点⑥ 総見積額の柔軟性の確保

論点① 自由化の下での廃炉会計制度の意義・必要性

- 廃炉会計制度は、震災後、事業者の廃炉判断を円滑化するために導入され、原発依存度低減というエネルギー政策の基本方針に沿って見直しが行われてきたものである。
- こうした目的・経緯に鑑みれば、自由化の下でも現行の廃炉会計制度を引き続き維持していくべきでないか。

これまでの議論

総合資源エネルギー調査会 総合部会 廃炉会計WG 第1回会合（2013年6月）

（松村委員）現在の料金制度だと、廃炉と決めてしまうと、その後の減価償却費を料金原価に入れられない。（中略）妙な歪みを除くためには、廃炉しようがしまいが、動かそうが動かすまいが減価償却を認めないとするか、廃炉しようがしまいが認めるとするかどちらかしかない。動かそうと動かすまいと、減価償却は認めない制度にするのは、今の料金制度の大原則からしても、私的財産権の観点からしても不可能に近い。したがってそういう歪みを除くためには、廃炉したとしても、廃炉事業に伴って減価償却を認めるという形にする以外には極めて難しいと思います。

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 廃炉会計WG 第3回会合（2014年11月）

（辻山委員）いずれにしても廃炉を円滑に進めるのに財務・会計がネックになってできないということは避けるべきだし、そうしないための制度設計というのは十分にいろいろ考えられるのかなというふうに思います。

（永田委員）この減価償却費については料金原価に含めるという前提があるか否かの確認が一つのポイントでございます。その背景には、基本的に追加もしくは更新のための設備投資自体の資産については、収益獲得能力がある資産という基本的な資産の実態があって、それは料金に含め得るというポイントがございますので、そういう意味でいうと、資産能力のある、あるいは、収益獲得能力のある資産があって、それと同時にその減価償却費は料金原価に含めていくと、そういったロジックが背後にあると理解しております。

廃炉会計制度の導入の経緯

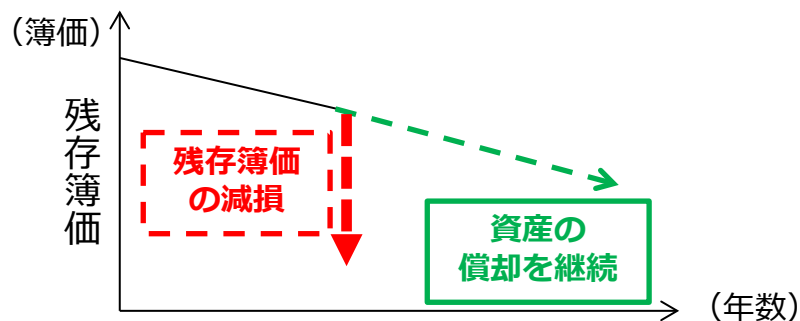
- 震災後、新規制基準の導入等により、事業者の想定より早期に廃炉となる場合に、設備の残存簿価が一括して減損し、一時に巨額の費用が発生する結果、廃止措置の円滑かつ安全な実施に支障が生じるおそれが生じたため、2013年10月、原子炉格納容器等の「廃止措置中も引き続き役割を果たす設備（廃止措置資産）」については、引き続き資産として計上し、減価償却（費用を分割して計上）する廃炉会計制度を導入した。
- しかし、エネルギー基本計画において、原発依存度を可能な限り低減させる方針が示され、自由化により競争が進展した環境下で事業者が対応すべき新たな課題となったことから、原子力小委員会において新たな対応が必要との議論が行われた。
- 具体的には、2013年の措置のみでは、一部の資産等が対象となっていないため、財務・会計上の影響が大きく、事業者が廃炉判断の先送りや運転を継続する判断を行うなど、事業者の合理的判断を歪め、廃炉が円滑に進展しない可能性があった。
- この課題を解決し、廃炉判断を円滑に進める観点から、2015年に追加的な措置を講じ、資産の残存簿価、核燃料の解体費用等、廃止措置資産の対象とされなかった廃炉に伴って一括して発生する費用を、10年間で分割して償却することを認め、分割された償却費用を小売規制料金の原価への算入を認めることとした。

(参考) 廃炉を円滑に進めるための廃炉会計制度の創設 (2013年)

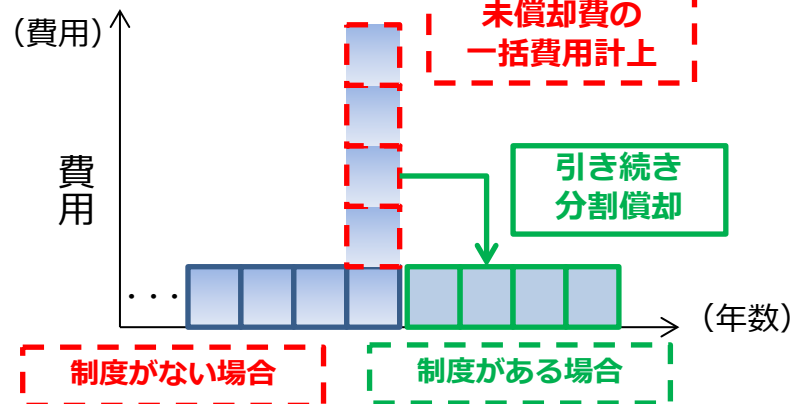
- 震災後、新規制基準の導入等により、事業者の想定より早期に廃炉となる場合には、設備の残存簿価が一括して減損し、一時に巨額の費用が発生する結果、廃止措置の円滑かつ安全な実施に支障が生じるおそれが生じた。
- このため、2013年10月、原子炉格納容器等の「廃止措置中も引き続き役割を果たす設備 (廃止措置資産)」については、発電と廃炉が一体の事業であるという考え方の下、引き続き資産として計上し、減価償却費を計上 (費用を分割して計上) すると共に、小売規制料金の原価への算入を認めることとした。

制度の効果イメージ

<資産計上の継続>



<巨額の費用発生回避>



制度の適用状況 (これまでに計画外廃炉をした6基の例)

※2015年度末時点

	関西電力 美浜1・2号機	中国電力 島根1号機	四国電力 伊方1号機	九州電力 玄海1号機	日本原電 敦賀1号機
対象額 (億円)	218	71	72	73	182

廃炉会計制度の見直しの経緯①

- 政府は、2014年4月に閣議決定したエネルギー基本計画において、原発依存度を可能な限り低減させる方針を決定。
- また、電気事業法に関する国会審議等においては、自由化により競争が進展した環境下でも、事業者が円滑な廃炉を含めた課題に対応できるように、事業環境の在り方について検討を求められた。

エネルギー基本計画等における位置付け

1. エネルギー基本計画（2014年4月8日閣議決定）における位置付け

(1) 原子力の位置付け

- 原発依存度については、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより、可能な限り低減させる。その方針の下で、我が国の今後のエネルギー制約を踏まえ、安定供給、コスト低減、温暖化対策、安全確保のために必要な技術・人材の維持の観点から、確保していく規模を見極める。

(2) 安定的な事業環境の確立

- 原子力事業者は、高いレベルの原子力技術・人材を維持し、今後増加する廃炉を円滑に進めつつ、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生を契機とした規制強化に対し迅速かつ最善の安全対策を講じ、地球温暖化対策やベースロード電源による安定的な供給に貢献することが求められている。このため、国は、電力システム改革によって競争が進展した環境下においても、原子力事業者がこうした課題に対応できるように、海外の事例も参考にしつつ、事業環境の在り方について検討を行う。

2. 電気事業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）（2014年第186回通常国会）

- （前略）国と原子力事業者の役割分担を含めた事業環境の整備に向けて、平成二十八年を目途に電力の小売全面自由化の実施が予定されていることを踏まえ、必要な措置について速やかに検討し、遅滞なく実施するものとする。

廃炉会計制度の見直しの経緯②

- こうした状況を踏まえ、2014年、総合資源エネルギー調査会原子力小委員会において、競争環境下における原子力事業の在り方について議論。
- その結果、電力システム改革が進展していく中で、事業者が、適切かつ円滑な廃炉判断を行うとともに、安全・確実に廃止措置を進めるための政策措置を検討する必要があるとされ、これを踏まえ、「廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ」において具体的な制度設計がなされた。
- なお、具体的な措置の検討に当たっては、最終需要家の負担に留意すると共に、安全性向上の取組や合理的な廃炉判断を確保する制度設計とすることとされた。

原子力小委員会での指摘事項

- 事業者に対して、可能な限り原子力依存度を低減させていく「エネルギー基本計画」の方針に沿う形の事業実施を求めるべきであること
- 最終需要家（国民、企業等）の負担に留意すること
- 安全性向上の取組や、合理的な廃炉判断を確保する制度設計とすること
- 民間の活力を十分に活かし、モラルハザードとなることのないようにすべきであること
- 事業者においても、体制面の効率化・強化（原子力人材の活用を含む）を行うよう促すこと
- 必要に応じて、原子力の電気の利用のあり方（市場への電力の拋出等）についても、適切な場で検討されるべきであること
- 過去に原子力事業から享受してきたメリットにも留意すること

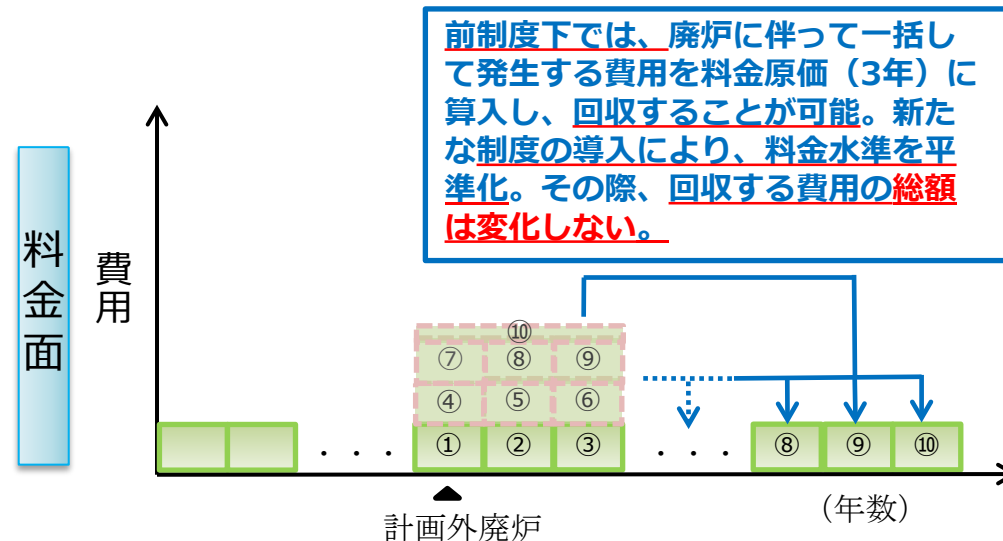
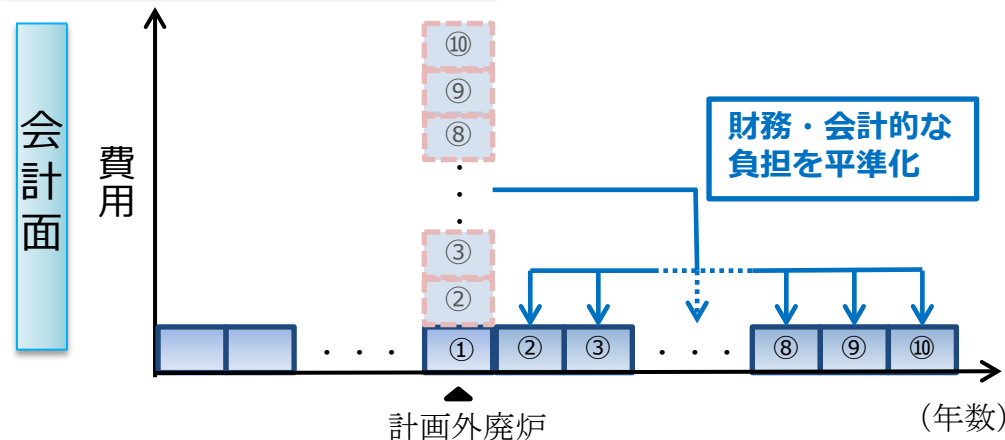
(参考) 原発依存度低減に向けた廃炉会計制度の見直し (2015年)

● 原発依存度の低減に向けて、2015年に以下の措置が講じられた。

- ① 資産の残存簿価、核燃料の解体費用等、廃炉に伴って一括して発生する費用を、10年間で分割して償却することを認める
- ② 分割された償却費用について、小売規制料金の原価への算入を認める

※従前の制度下では3年間で回収する費用を、10年間に分割して回収できるよう制度を整備し、全体として需要家の負担を平準化。

制度のイメージ



制度の適用状況 (これまでに計画外廃炉をした6基の例)

※2015年度末時点

	関西電力 美浜1・2号機	中国電力 島根1号機	四国電力 伊方1号機	九州電力 玄海1号機	日本原電 敦賀1号機
対象額 (億円)	273	134	217	208	92

(参考) 原子力発電所の現状

稼働中の炉

3基



※うち川内1号基は定期検査につき停止中

原子炉設置変更
許可がなされた炉

5基



※うち2基は仮処分を受け停止中

新規規制基準への
適合性審査中の炉

19基

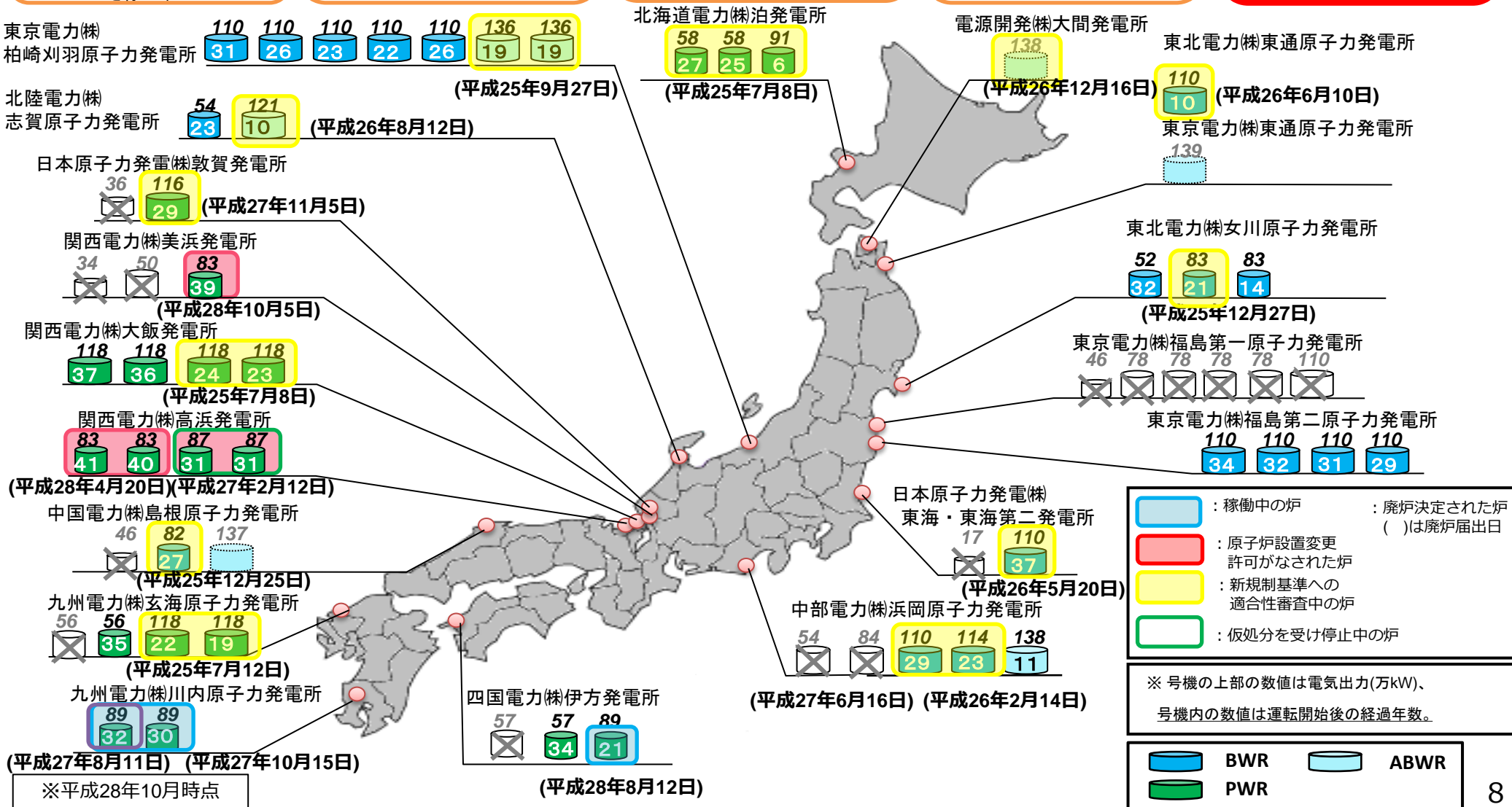


適合性審査
未申請の炉

19基

廃炉を
決定した炉

15基



論点② 廃炉会計制度の継続に必要な措置（1）

- 廃炉会計制度は、原子力事業特有のライフサイクル故に、廃止措置中も電気事業の一環として事業の用に供される設備が存在すること等に着目し、設備の減価償却を継続させる仕組みである。
- 他方、この仕組みは、減価償却費が着実に回収される、すなわち、実質的に収益獲得能力のある資産となることを前提としており、廃炉会計制度を継続するには、着実な費用回収を担保する何らかの仕組みを講じることが不可欠となる。
- このため、昨年の審議会報告書では、廃炉会計制度を継続させるための「着実な費用回収を担保する仕組み」として託送料金が掲げられているところ、具体的にどのような制度設計とすべきか。

これまでの議論

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 廃炉会計WG 第1回会合（2013年7月）

（永田委員）基本的には前回のご議論の中で発電と廃炉が一体の事業であるという考え方に立つということです。（中略）基本的には料金の獲得能力があるという前提です。したがって、その資産について事業の用に供していることと、収益獲得能力があるということで資産性を認めて、その資産について減価償却をするという理解でございます。

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 廃炉会計WG 第4回会合（2014年12月）

（辻山委員）通常は財務会計の場合には、もう使わなくなったもの、遊休化したものは一旦減損で落とすということなんですけれども、しかし、遊休化したものも回収可能額まで落とすわけですね。売却するということですから、ですが、今回の場合はそれが回収可能価格の話のときに料金規制の話が入ってきて、幾らまで回収できるのかということですから、それが資産に乗っかっていてもおかしくないという話で、そこから料金規制の話にスイッチするわけですね。

(参考) 今後の廃炉会計制度の在り方

原発依存度低減に向けて廃炉を円滑に進めるための会計関連制度について

(2015年3月 電気料金審査専門小委員会廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ) (抜粋)

③ 将来の扱い

- 今回見直しを行う会計制度を継続的に適用可能とするためには、費用回収が着実に行われる料金制度とすることが必要となる。この点、今後、電力の自由化に伴い、新規参入者の増加等により競争が進展する中でも、費用回収が着実に行われる制度としなければ、将来、費用回収が滞る可能性が生じるため、そもそも新たな会計制度が成立せず、これまでと同様に費用を一括して計上することが必要となる。
- こうしたことを踏まえ、競争が進展する中においても総括原価方式の料金規制が残る送配電部門の料金（託送料金）の仕組みを利用し、費用回収が可能な制度とする。
- ただし、具体的な制度設計については、費用負担の在り方（需要家間の公平性や受益と負担の関係や原子力事業から享受してきたメリットとの関係等）や着実な費用回収の観点、原子力の電気の利用の在り方（市場への電力の抛出等）について考慮しつつ、電力の全面自由化や経過措置後の料金制度の検討状況等を踏まえて、適切なタイミングで今後検討がなされるべきである。
- なお、本ワーキンググループでの議論においては、負担の在り方について、広く薄く全需要家が負担することが適切とする意見と、制度を適用した事業者から電力の供給を受けない需要家に負担を求めるべきではないという意見があった。
- また、仮に需要家に広く薄く負担を求めることにより、制度を適用した事業者から電力の供給を受けていない需要家にも負担を求めることとなる場合には、原子力の電気の市場への抛出等を行うべきである。
- 平成25年10月に省令改正を行った廃止措置資産の減価償却や解体引当金制度についても、これらの措置が円滑かつ安全な廃炉の実施を目的としたものであることを踏まえれば、将来的にも引き続き制度を維持することが適当である。
- 他方、将来において制度を維持するためには、今回、新たに検討した会計制度と同様に費用回収が着実に行われていく仕組みとすることが必要。具体的な制度設計については、今般の会計措置の将来の扱いと併せ、費用負担の在り方等を考慮し適切なタイミングで検討がなされるべきである。

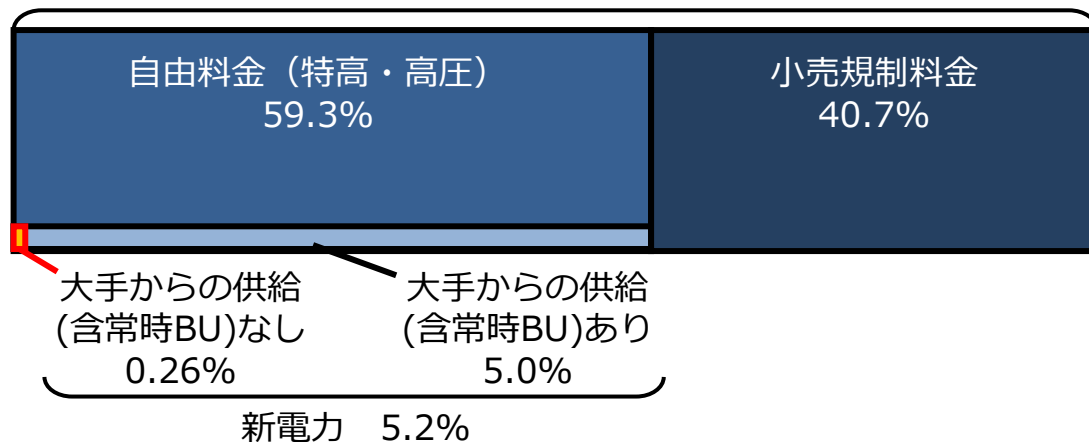
論点② 廃炉会計制度の継続に必要な措置（2）

- 託送料金の仕組みを利用した「着実な費用回収を担保する仕組み」の具体的な制度設計に当たっては、「費用負担の在り方（需要家間の公平性や受益と負担の関係や原子力事業から享受してきたメリットとの関係等）や（中略）原子力の電気の利用の在り方（市場への電力の抛出等）について考慮」することとされている。
- このうち、費用負担の在り方については、本年4月の全面自由化により、過去に原子力の電気を受益していた需要家も、新電力への契約の切替により、直接的な原子力の費用負担を免れることとなり得る点について、どのように考えるか。
- 他方、現状、大半の新電力が大手電力会社の常時バックアップを受けていることなどに鑑みれば、実質的にすべての新電力が大手電力会社の原子力を含む電源から受益していることについて、どのように考えるか。

本年3月時点の需要電力量内訳

出典：電力調査統計より資源エネルギー庁作成

総需要電力量 738億kWh



○自由化後も、多くの小売電気事業者は常時バックアップを利用し、原発を含めた大手電力会社（旧一般電気事業者）の電源により、供給力の不足を補っている。

(参考) 常時バックアップ (BU) について

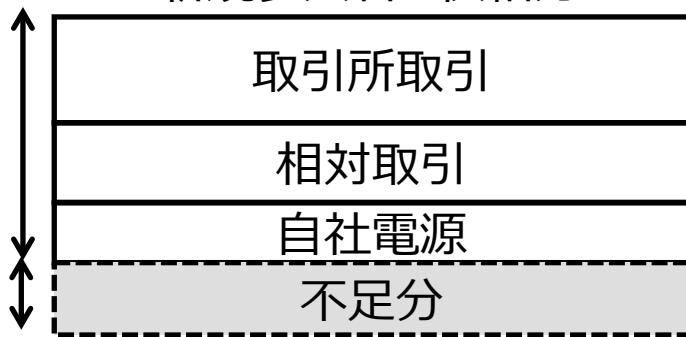
- 常時バックアップとは、「適正な電力取引についての指針」に基づき、旧一般電気事業者が新規参入者に対して、継続的に電力の卸供給を行うことを指す。
- 2000年の部分自由化にあわせて導入され、新規参入者の主要な電源調達手段となっているものの、卸電力市場が未発達な状況における過渡的措置と位置づけられており、将来、卸電力取引が機能した場合には廃止することが望ましいとされている。

新規参入者の供給力

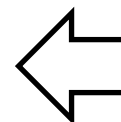
旧一般電気事業者の常時BU

新規参入者が需要家に100販売する際、供給力とし80しか調達できず、20の常時BUを受ける場合の例

自社調達分(80)



常時BUによる補填(20)



常時BU

<常時BUの仕組み>

- 供給可能範囲：新規参入者の需要拡大量の一定割合（特高・高圧：3割、低圧：1割）
- 料金体系：ベース電源代替として活用できるよう、基本料金と従量料金を設定
（詳細な料金設定は事業者間の契約に委ねられている。）
- 必要な手続き：旧一般電気事業者との契約に基づく期限（広域機関への計画提出期限である前日12時に間に合う期限）までに、必要量を申請

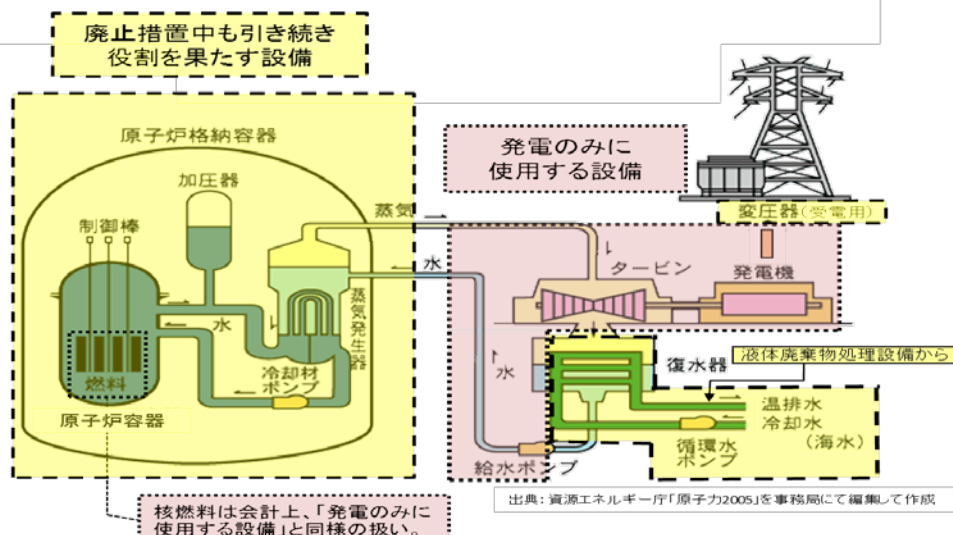
○「電力の小売営業に関する指針」では、新規参入者による電源構成等の開示に当たり、常時BUの電源構成等の情報を踏まえて電源構成等を仕分けずに電源構成等の開示を行う事は問題とされている。

論点③ 廃炉会計制度における事故炉の扱い

- 現行の廃炉会計制度において、2013年に措置した廃止措置資産については、事故炉を対象から除外していない。これは、廃炉を円滑に進めるという制度の趣旨を踏まえ、事故炉の廃止措置に向けて新たに取得する設備も制度の対象として減価償却を認めることが適当とされたためである。
- こうした中で、今後も事故炉を廃止措置資産の対象とする場合には、通常と同様に費用を着実に回収する仕組みを講じる必要があることから、事故炉の扱いについては、現在別途検討が進められている東電委員会での議論を踏まえ、検討することとしてはどうか。

※なお、2015年に措置した「原子力廃止関連仮勘定」については、原発依存度低減の方針が決定したことを踏まえ、財務・会計上の負担が合理的な廃炉の判断を歪めることの回避することを念頭に措置したものであり、こうした目的と無関係である事故炉は対象から除外している。

制度の対象イメージ



- 「廃止措置資産」 (廃止措置中も引き続き役割を果たす設備) の主な例
 - ・ 原子炉格納容器、原子炉容器
 - ・ 使用済燃料ピット
 - ・ 変圧器 (受電用)
 - ・ 蒸気発生器 等
- 「原子力廃止関連仮勘定」 (発電のみに使用する設備等) の主な例
 - ・ タービン、発電機
 - ・ 核燃料 等

(参考) 事故炉の取扱いに関するこれまでの議論

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 廃炉会計WG 第1回会合 (2013年7月)

(辰巳委員) 事故炉の話ですけれども、事故を起こしたときには大変な費用がかかるのだということがある程度わかると思うんですけれども、もしも今後追加費用があったときには、また新たにこういうふうに追加費用を料金で負担してもらうことが可能なのだということがこれで見えてしまって、あつてはならないのですけれども、事故を起こしても最終的に事業者は料金で助けてもらえるという印象につながるようであれば嫌だなと私は思っておりまして、そういうふうな印象にならないようにしてほしい。事故炉もきちんと片付けなければいけないというのは十分分かってはいるのですけれども、最後困ったときには何らかの方法をとれば、最終的に料金で助けてもらえるんだというふうな印象につながらないようにやりたいなと私は思ったんです。

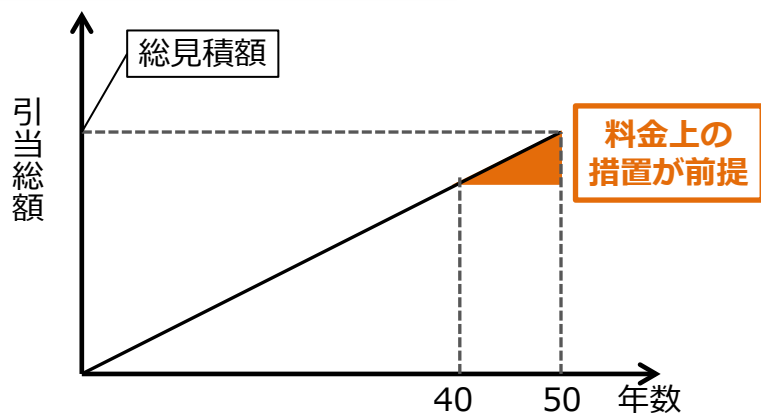
総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 廃炉会計WG 第3回会合 (2014年11月)

(圓尾委員) 事故が理由だと対象にならないということを明確におっしゃっていただいたのは非常によかったと思います。事故が理由でも対象になればモラルハザードになると思いますので、事故の対応で大きな費用がかからないように緊張感を持ってオペレーションしていただくという意味では、そう整理するのは当然だと思います。

論点④ 原子力発電設備解体引当金の在り方①（引当期間の見直し）

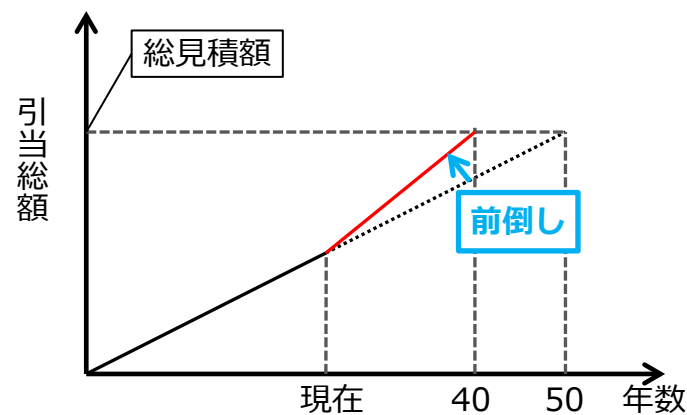
- 現行の解体引当金制度は、廃止措置作業の実態等を踏まえ、引当期間を運転期間の40年に、廃炉後の安全貯蔵期間にあたる10年を加えた50年間としているが、安全貯蔵期間を引当期間に加えることは、小売規制料金により回収が着実に行われることが前提。
- したがって、その継続には小売規制料金撤廃後も回収が着実に行われる仕組みとする必要があるが、廃止措置は、その費用確保も含めて炉の設置者の責任において完遂することが原則である以上、発電を実施している期間内に費用を確保しておくべきと考えられる。
- このため、今後も、解体引当金省令に基づき、毎年度定額で費用を引き当てる仕組みは維持しつつ、引当期間を原則40年に短縮することとしてはどうか。

現行制度のイメージ



現行制度下では、総見積額の50分の1の額を毎年度引当て。現行制度を維持する場合、少なくとも50分の10について、費用回収が着実に行われる仕組みが必要となる。

見直し案のイメージ



引当方法は、定額法を維持し、引当期間を40年に前倒した上で全額を事業者の負担で引当て。ただし、運転期間の延長が認められた場合には、適切な費用配分の観点から、その時点で引当期間を60年に延長することを認める。

(参考) 原子力発電施設解体引当金

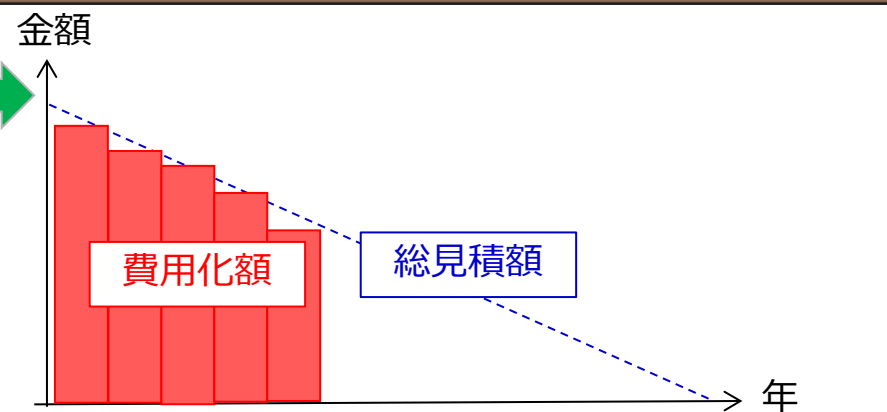
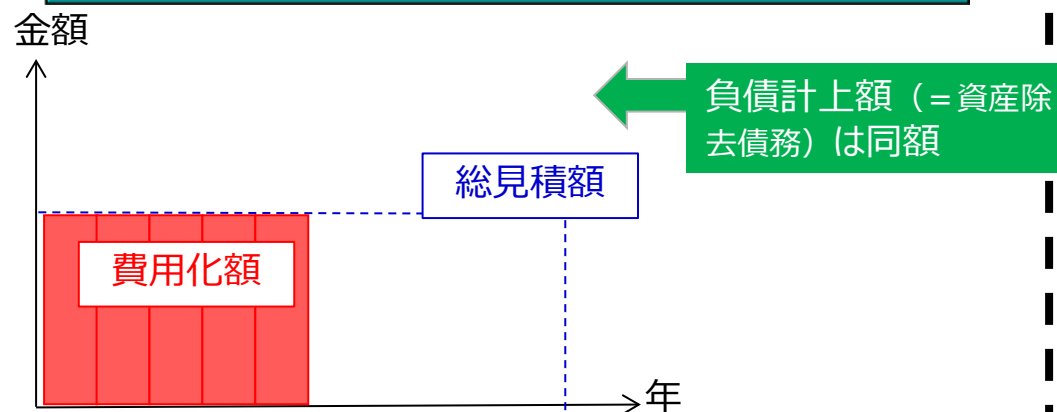
- 原子力事業者は、原子力発電施設の解体費用を予め見積もり、運転開始時点から原則50年にわたり、定額にて引き当てる（内部留保）こととされている。
- 具体的には、原子力事業者は、原子力発電施設解体引当金省令に基づき、原子力発電所ごとの廃炉に要する総見積額を算定し、経済産業大臣の承認を受けることとなっている。

積立期間： 運転期間40年 + 安全貯蔵期間10年

総見積額： 原子炉の解体に係る費用 + 解体に伴って発生する放射性廃棄物の処理処分に係る費用

電気事業

一般の事業



【会計処理】

- 費用配分の方法：最長50年（運転期間40年 + 安全貯蔵期間10年）で**定額にて費用化**（資産除去債務適用指針第8項に基づく特例）
- 見積方法：解体引当金省令に基づき算定

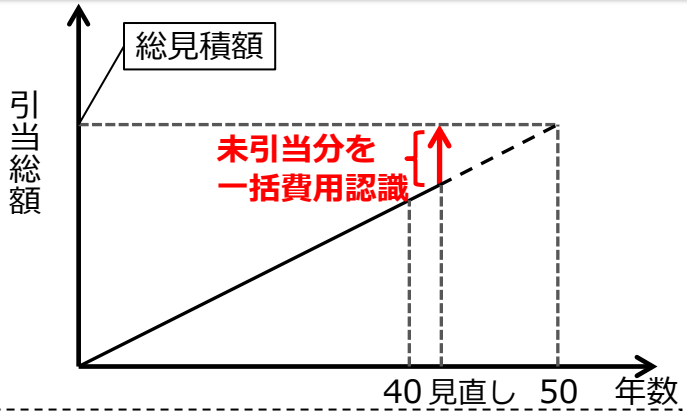
【会計処理】

- 費用配分の方法：**固定資産の減価償却に合わせて費用化**（特別な法令等により適切な費用配分がある場合を除く）
- 見積方法：**固定資産毎に、個別具体的に**算定

論点⑤ 原子力発電設備解体引当金の在り方② (引当期間の見直しに伴う影響緩和)

- 2013年の制度改正以降に廃炉した原子炉については、現在、解体引当金の残額を廃炉決定から10年間に分割して引当を行っている途上であり、引当期間の見直しを行った場合、引当を完了していない部分を一括して費用認識することが求められる。
- しかしながら、廃炉に伴って一時に巨額の費用が発生する結果、廃止措置の円滑かつ安全な実施に支障を来したり、事業者の合理的判断を歪めることを回避するために講じてきた廃炉会計制度の趣旨等に鑑みれば、引当期間の見直しに伴い、新たに財務上の影響を及ぼすことは適当でない。
- こうした経緯を踏まえ、制度変更を行う場合には、制度変更に伴う一括費用認識が生じる部分についてのみ、廃炉会計制度の対象とするなど、費用を分割して計上する仕組みとすることとしてはどうか。

廃炉済みの炉に対する見直しの影響イメージ



見直し時点の未引当分を一括して費用認識することを回避するためには、費用回収が着実に実行される仕組みを伴う措置が必要。

<対象となる額のイメージ (これまでに計画外廃炉をした6基の例) >

関西電力 美浜1・2号機		中国電力 島根1号機	四国電力 伊方1号機
1 1 2		3 5	4 6
九州電力 玄海1号機		日本原電 敦賀1号機	
3 1		2 9	

※2015年度末時点

論点⑥ 原子力発電設備解体引当金の在り方③（総見積額の柔軟性の確保）

- 解体引当金の基礎となる原発の解体に必要な費用は、1985年及び1999年の総合資源エネルギー調査会原子力部会において示された算定式に基づき、毎年度、物価変動や廃棄物量の変動を加味し、炉ごとに総額（＝総見積額）を算定している。
- この算定式は、原子力部会において技術的な検討を行った結果として導き出されたものであり、その前提に大きな変更はないことから、現時点で合理的に見積もることのできる費用が不足なく含まれているものと評価できる。
- 一方で、この算定式は、モデルとなるプラントの廃炉工程を前提としたものであるため、今後、個々のプラントにおいて廃止措置を実施していく過程等で、総見積額を見直す必要も生じ得る。（例えば、多数の炉が設置されている発電所では、設備の共有等による効率化の結果、費用の総額が減少することも考えられる。）
- こうしたことを踏まえ、自由化の下でも廃炉に必要な費用があらかじめ確実に確保されるよう、最新の知見が得られた場合や個別の炉・発電所ごとの事情が生じた場合など、現行の算定式が想定していない事象が生じた場合に、当該事象を速やかに総見積額に反映させることが可能な仕組みを導入することとしてはどうか。

(参考) 現行の総見積積額の考え方 (BWRの場合)

$$\text{総見積積額} = \text{解体費用} + \text{処理処分費用}$$

$$\text{解体費用} = A \times 10^{-1} \times Q_1 + B \times 10^{-1} \times Q_2 + C \times 10^{-2} \times Q_3 + D$$

Q_1 : 低レベル放射性金属及び低レベル放射性コンクリートの重量 (t)

Q_2 : 極低レベル及び非放射性金属並びに極低レベル放射性コンクリートの重量 (t)

Q_3 : 非放射性コンクリートの重量 (t)

$$\text{処理処分費用} = (a \times 10^{-2} \times q + b \times 10^3) + (c \times q_1 + d \times q_2 + e \times q_3)$$

q : 解体時 (解体後除染前) の全ての放射性廃棄物の容量 (m^3)

q_1 : 解体後除染後コンクリートピット埋設施設の濃度上限値を超える放射性廃棄物に区分される金属、コンクリート及び二次廃棄物の容量 (m^3)

q_2 : 解体後除染後コンクリートピット埋設施設に処分する放射性廃棄物に区分される金属、コンクリート及び二次廃棄物の容量 (m^3)

q_3 : 解体後除染後トレンチへの埋設が可能な放射性廃棄物に区分される金属、コンクリート及び二次廃棄物の容量 (m^3)

※A~D、a~eの係数は、毎年度決定。

(参考) 原子力発電設備解体引当金の総見積額

(単位：億円)

会社名	施設名 (出力単位：MW)	2015年度末 解体引当金総見積額
北海道	①泊1号 (579)	449
	②泊2号 (579)	449
	③泊3号 (912)	536
	合計	1,435
東北	①女川1号 (524)	437
	②女川2号 (825)	619
	③女川3号 (825)	607
	④東通1号 (1,100)	630
	合計	2,293
東京	①福島第一5号(784)	510
	②福島第一6号(1,100)	619
	③福島第二1号(1,100)	690
	④福島第二2号(1,100)	708
	⑤福島第二3号(1,100)	703
	⑥福島第二4号(1,100)	699
	⑦柏崎刈羽1号(1,100)	758
	⑧柏崎刈羽2号(1,100)	679
	⑨柏崎刈羽3号(1,100)	647
	⑩柏崎刈羽4号(1,100)	661
	⑪柏崎刈羽5号(1,100)	692
	⑫柏崎刈羽6号(1,356)	760
	⑬柏崎刈羽7号(1,356)	757
	合計	8,889
中部	①浜岡3号 (1,100)	797
	②浜岡4号 (1,137)	748
	③浜岡5号 (1,380)	874
	合計	2,420
北陸	①志賀1号 (540)	498
	②志賀2号 (1,206)	765
	合計	1,264

会社名	施設名 (出力単位：MW)	2015年度末 解体引当金総見積額
関西	①美浜1号 (340)	324
	②美浜2号 (500)	359
	③美浜3号 (826)	491
	④高浜1号 (826)	452
	⑤高浜2号 (826)	452
	⑥高浜3号 (870)	532
	⑦高浜4号 (870)	532
	⑧大飯1号 (1,175)	580
	⑨大飯2号 (1,175)	582
	⑩大飯3号 (1,180)	599
	⑪大飯4号 (1,180)	599
合計	5,508	
中国	①島根1号 (460)	382
	②島根2号 (820)	645
	合計	1,028
四国	①伊方1号 (566)	407
	②伊方2号 (566)	404
	③伊方3号 (890)	596
	合計	1,407
九州	①玄海1号 (559)	366
	②玄海2号 (559)	373
	③玄海3号 (1,180)	599
	④玄海4号 (1,180)	605
	⑤川内1号 (890)	579
	⑥川内2号 (890)	574
合計	3,099	
日本 原電	①東海第二 (1,100)	657
	②敦賀1号 (357)	370
	③敦賀2号 (1,160)	662
	合計	1,691
10社(50基)総計		29,034

※引当完了済みのものは除く